

【事案Ⅱ－8】後遺障害共済金等請求

・ 平成 25 年 11 月 5 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人が、平成 19 年 12 月に発生した交通事故により身体障害等級第 8 級に該当する身体障害（せき柱に運動障害を残すもの）を残したとして、当該事故当時の契約内容による後遺障害共済金及び交通事故後遺障害共済金 270 万円の支払を求めるのに対し、共済団体が、申立人の上記身体障害が固定したのは平成 21 年 8 月であるから、共済金の額は、この障害固定時における契約内容によるべきであり、その額は金 67 万 5,000 円となるどころ、上記身体障害には申立人の固有の素因が大きく寄与しているので、6 割の素因減額をした金 27 万円を支払うこととするとして争う事案である。

<申立人の主張>

- (1) 「共済期間中に発生した交通事故」によって「共済期間中に身体障害の状態になった」場合に後遺障害共済金が支払われるものであるから、交通事故当時の契約の内容による共済金が支払われるべきである。
- (2) 本件交通事故に基づく損害賠償訴訟の判決では、脊柱管狭窄に基づき素因減額がされているが、本件事故前には何らの症状もなかったのであるから、約款・事業規約にいう「既に存在していた障害もしくは傷病」には該当せず、共済金が減額されるべき理由はない。

<共済団体の主張>

申立人の請求は棄却する、との判断を求める。

- (1) 共済金を支払うには、「共済期間中に不慮の事故等又は交通事故が発生したこと」と「共済期間(共済契約を更新した場合には、更新直後の 1 契約期間を含む。)中に身体障害の状態になったこと」の 2 つの要件を充たさなければならないことから、本件共済金は身体障害の症状固定時である平成 21 年 8 月当時の共済契約の内容によるべきことになる。
なお、現在の約款・事業規約においてはその旨が明文化されているところ、本件に適用されるべき時点の約款・事業規約においては明文化されていなかったが、共済団体においてはその明文化前から上記の解釈により一貫して運用しており、現在の約款・事業規約は従来からの解釈を明文化したものであって、実質を変更したものではない。
- (2) 事故前から頸椎脊柱管狭窄があり、本件障害は、直接的にはこの狭窄及びその治療としての椎弓形成術によるものであるから、本件事故を直接の原因とするものとはいえないのであるが、本件交通事故に基づく損害賠償訴訟の判決の趣旨にかんがみ、約款・事業規約に定める「すでに存在して

いた障害もしくは傷病の影響により、傷害が重大になったとき」にも該当することから、身体障害等級第8級に相当する後遺障害共済金額67万5,000円から判決と同様に6割の素因減額をした金27万円を支払うこととする。

＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「共済団体は、申立人に対し、生命共済の後遺障害共済金及び災害後遺障害共済金として合計金67万5,000円を支払わなければならない。」および「申立人のその余の請求は、認めることができない。」との裁定をし、裁定手続きを終了した。

(1) 争点1

申立人は、平成19年12月に発生した事故を原因として平成21年8月に本件障害の状態になったものであるところ。本件契約は、事故時において総合タイプであったが、平成20年2月に総合60歳移行タイプとして後遺障害共済金額が減額された内容で更新され、更に平成21年2月同じ内容で更新され、その共済期間中に上記障害状態になったのであるが、このような場合に支払われるべき本件後遺障害共済金の額は、契約上、いずれの時期の契約内容によるべきか、という問題である。

当審議会は、上記障害の状態になった時の契約内容によるべきものと判断する。

約款・事業規約では、「共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間(共済契約を更新した場合には、更新後の1契約期間を含む。)中に身体障害の状態になった場合」に障害共済金を支払う旨定めているところ、これによれば、事故時及び身体障害の状態になった時のいずれにおいても共済契約が存在していることを要件としていることが明らかであるが、本件のように事故時と障害状態になった時とで契約内容が変更になっている場合をも想定した規定とは考えられないから、この規定文言だけから上記の問題につき判断することはできず、本件契約全体の趣旨に照らして考察する必要がある。

本件障害共済金に係る契約は、身体障害となったことを共済事故とするもので、それが不慮の事故等又は交通事故を原因とすることは、共済金支払の条件であると解されるから、障害状態となった時に共済契約が存在していることが基本要件であり、併せて事故時においても共済契約が存在することを付加要件とするものと考えられ、この観点からすれば、共済金支払の内容は、障害状態になった時の契約によることを基本とすべきものということができる。

共済金額の減額変更は、観念的には減額部分につき契約が終了したものと考えることができるところ、契約終了の場合について考えると、事故時

に契約が存在していたが障害状態となった時には契約が終了していたとすれば、上記のとおり、契約上障害共済金は支払われないとされているものといわざるを得ないから、このことと対比しても、上記の考え方は妥当するものといえることができる。

現在の約款・事業規約においては、「不慮の事故等が発生した日以降、災害特約共済金額を変更して共済契約が更新された場合の災害特約共済金額は、不慮の事故等が発生した日における災害特約共済金額または被共済者が身体障害の状態になった日における災害特約共済金額のいずれか小さい金額とする。」旨明文で定めている。この定めは、共済金額が減額変更された場合については、上記の考え方に基づくものであり、他方、共済金額が増額変更された場合については、事故時においても共済契約が存在することを必要条件とすることに基づくものと解される。

しかるところ、本件に適用されるべき時点の約款・事業規約にはこの点が明文化されていなかったのであるが、共済団体においては、その明文化の前から、同様の解釈により統一的に運用してきたものと認められるところ、以上述べたところから、この解釈は、本件契約のように1年ごとに契約を更新し、かつ、その間に共済金額の変更がある種類の契約においては、妥当なものとして是認することができるものといえるべきである。

なお、約款・事業規約では「共済期間(共済契約を更新した場合には、更新後の1共済期間を含む。)中に身体障害の状態になったこと」を要件としているところ、本件において本件障害の状態になった時は、本件事故時の契約を基準として「更新後の1共済期間」を超えた後であり、その文言からは障害共済金の支払要件を満たさないこととなる理であるが、共済団体においては、運用上、障害状態になった時が「更新後の1共済期間」を超えた後であっても、契約が継続して更新されている限り、障害共済金を支払うこととしているというのであるから、このことから、上記の考え方の妥当性が支えられるものといえることができる。

申立人は、症状固定時点によって共済金額が変更になるというのでは契約者の期待を裏切ることになる旨主張するが、更新日における被共済者の年齢が満60歳であるときは総合60歳移行タイプの契約内容に変更して更新され、その共済金額が減額となることは約款・事業規約上定められているところであって、契約の解釈として上記のとおり考えるべきである以上、やむを得ないところというほかない。

(2) 争点2 (素因減額) について

本件交通事故に基づく損害賠償訴訟の判決においては、本件事故と申立人の本件障害との間に相当因果関係があると認められるものの、申立人が本件障害の状態になったことには、本件事故前から申立人に存在した脊椎管狭窄が大きく寄与していることから、損害賠償の額を定めるにつき素因減額をしているが、この素因減額は、加害行為と被害者に固有の身体的又は心因的な素因とがともに原因になって損害が発生した場合に、被害者・

加害者間の公平の観点から、過失相殺の規定を類推して、損害賠償の額を定めるにつきこの素因を斟酌するというものであるから、この理は、共済契約や保険契約における共済金額や保険金額を定めるにつき当然に妥当するものではない。

また、約款・事業規約上、「すでに存在していた障害もしくは傷病の影響により、傷害が重大になったときは、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定して支払う」旨の定めがあるが、申立人の脊柱管狭窄は、本件事故前から存在していたものの、本件事故前には具体的な症状を伴っていなかったというのであるから、同狭窄は、障害や傷病を発症し易い身体的素因とはいっても、未だ「障害」ないし「傷病」には該当しないものというべきである。また上記約款・事業規約の定めが、上記損害賠償における法理のような身体的又は心因的素因による減額をも定めた趣旨と解することも困難というほかない。

したがって、このことを理由に本件後遺障害共済金につき減額すべきものとする共済団体の主張は、採用することができない。

- (3) 以上のとおりであるから、被申立人は申立人に対し、身体障害になった時の契約内容に基づく後遺障害共済金の満額である金 67 万 5,000 円を支払うべきであるが、これを超えて支払う義務はない。